



五條警察署と学校の連携による見守り活動

1 地域安全推進委員のみなさんによる見守り活動

令和元年度から五條警察署生活安全課との連携により、子どもの見守り活動は地域安全推進委員のみなさんと生活安全課の職員のみなさんで、新たに実施しています。

地域安全推進委員野原支部長及び地域安全推進委員丹原支部長並びに地域安全推進委員のみみなさんが、毎月第1・第3の月曜日又は火曜日に児童が登校時に集合する場所で立哨していただくとともに、児童が下校する時間に合わせて、日常生活の中で見守り活動も実施していただいております。

学校は安全指導等の観点から通学路の安全点検を行うとともに、分団登校等については、通学路の安全確保のために、保護者のみなさんと学校が連携しながら、取り組んでいます。



2 五條警察署のみなさんによる見守り活動

通学路を含めた地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するもので、登下校の通学路における見守り活動の日常的・直接的実施について、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体や保護者、地域住民等「学校以外が担うべき業務」です。

本校においては教育委員会及び警察等の関係機関、地域との連携を通して、通学路の安全確保に努めています。

近年は、特に「子どもの下校時の誘拐・性犯罪」に関する痛ましい事件が多く発生しています。保護者のご家族のみなさんも子どもの下校時に合わせた見守り活動をお願いします。

